

合併処理浄化槽や 公共下水道で 美しい河川を 未来に残しましょう



川や海などの環境を保全する役割を担っている
「合併処理浄化槽」と「公共下水道」。
今回は、未来の子どもたちに豊かな水環境を残すために
必要不可欠な、この2つの施設について触れてみます。



10月1日は浄化槽の日

毎年10月1日は「浄化槽の日」です。

この「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法などについて定めている浄化槽法が、昭和60年10月1日に施行されたことを記念して、その当時の環境庁、厚生省、建設省の3省庁の呼び掛けにより始められたものです。



浄化槽の種類

浄化槽とは、微生物の働きにより排水を浄化し、河川などに放流する施設です。

現在、家庭で設置されている浄化槽には、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」があります。

このうち「単独処理浄化槽」は、し尿しか処理できないため、生活雑排水（II台所、お風呂、洗濯などの排水）は未処理のまま河川などに放流されています。それに対して「合併処理浄化槽」は生活排水すべて（し尿と生活雑排水）を処理するものです。

※現在、単独処理浄化槽の新規設置は、原則、認められていません。

合併処理浄化槽を設置しましょう

河川などの汚染が社会的な問題となつていますが、一般家庭から排出される「生活雑排水」による汚れが、その大きな原因といわれています。

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水のすべてを浄化できるため、下水道とともに環境衛生の保全に大きく貢献しています。

そのため、下水道が普及していない地域の方には、合併処理浄化槽の設置をお願いしています。

設置費用の一部を補助します

市では、合併処理浄化槽を設置する方で、次の補助対象の要件を満たす場合、設置費用の一部を補助します。

	補助金額
5人槽相当 (延床面積 130m ² 以下)	332,000円
7人槽相当 (延床面積 130m ² を超えるもの)	414,000円
10人槽相当 (2世帯住宅など)	548,000円

※この補助金には、国(環境省)および県からの補助が含まれています。

補助対象建物

専用住宅

補助対象地区

下水道認可区域外および農業集落排水処理区域外の地区

補助対象者

市税を滞納していない方

※右記補助対象には、例外もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※補助金の申請をする際には、前もって補助対象の確認、予約を必ずしてください。

浄化槽の維持管理

浄化槽は、生きた微生物が活躍するとてもデリケートな装置です。浄化槽が正しく機能するためには適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が必要でです。

1 保守点検

「保守点検」では浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充などを4カ月に1回以上実施しなければなりません(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります)。

2 清掃

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や污泥がたまってきます。これをそのままにしておくと、においや水質悪化の原因になります。「清掃」では、汚泥の引き抜きなどを、年に1回以上行わなければなりません。

3 法定検査

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが、「法定検査」です。「保守点検」「清掃」とは別に、定期検査を年に1回必ず受けなければなりません。

やさしさと 自然を結ぶ 下水道

下水道は、家庭や事業所から出る排水を処理場に集めて浄化し、河川に放流するものです。

下水道が整備された地域で、くみ取り式トイレを利用している人は、3年以内に水洗トイレへ改造することが下水道法に定められています。早期の切り替えにご協力ください。

下水道への切り替え工事は、土岐市下水道指定工事店（下表）に依頼してください。

土岐市下水道指定工事店（平成20年9月1日現在）

指定工事店	所在地	電話番号	指定工事店	所在地	電話番号	指定工事店	所在地	電話番号
(株)三戸建設	土岐口北町	☎2675	北上建設(株)	多治見市	☎5121	(株)高田商会	瑞浪市	☎0391
美濃冷暖(株)	土岐口南町	☎5352	(有)クツカケ設備	同	☎9572	(有)中村電機水道	同	☎2410
(有)葵設備工業	土岐津町	☎6161	(有)コウケン設備工業	同	☎7641	古田設備	同	☎2673
(株)猪野設備	同	☎3835	宏洋(有)	同	☎0973	ワタベ電機	同	☎8334
幸設備	下石町	☎7405	(有)コーケツパイピング	同	☎1206	イチカワ住設	恵那市	(0573) 28-1164
大誠設備	同	☎5880	(有)サカエ工業	同	☎5819	(有)恵南住宅設備	同	(0573) 54-2094
(有)土屋鉄工所	同	☎6540	佐藤厨房	同	☎0467	五十嵐工業(株)	中津川市	(0573) 68-2161
イクダ設備	妻木町	☎8477	(有)下垣設備	同	☎1164	(株)井口設備	同	(0573) 65-5545
妻木鉄工	同	☎6008	(株)秀和	同	☎3894	エスエスケイ(株)	同	(0573) 64-8885
徳田鉄工(株)	同	☎8911	城和管工(株)	同	☎2021	(有)岡庭設備燃料	同	(0573) 65-4557
吉田設備	同	☎2427	(有)水道屋	同	☎7317	鍛冶忠(有)	同	(0573) 63-2030
(有)正村工建	駄知町	☎2087	(有)ダイ・ハウス	同	☎6630	熊沢水道(株)	同	(0573) 72-2141
(有)大野水道工業所	肥田浅野朝日町	☎1846	(株)大和設備	同	☎5430	(株)タモテック	同	(0573) 62-1062
(有)加藤ポンプ	同	☎2827	東濃設備工業(株)	同	☎3501	岐東管財(株)	可児郡御高町	(0574) 67-0640
(有)コイデ設備	肥田町	☎8457	白山工業(株)	同	☎9401	(有)三嶋設備工業所	同	(0574) 67-0125
シミズ住宅設備	同	☎5099	(有)ビーエルシステムサポート	同	☎0311	(有)御高管工	同	(0574) 67-0778
なべいわ設備	肥田町(旭ヶ丘)	☎3408	日野吉工業(株)	同	☎5137	みなみやま水道工事店	同	(0574) 67-7498
リフォームヒビノ	同	☎5367	(株)丸三ポンプ工業所	同	☎0432	(株)アイギ	可児市	(0574) 63-4437
中山設備	泉が丘町	☎8200	(株)ミヤジマ住設	同	☎0867	(有)石井設備	同	(0574) 59-2257
安藤設備	泉西窯町	☎9496	宮嶋電機商会	同	☎6611	(株)岩城	同	(0574) 64-2315
フクオカ設備	泉東窯町	☎1522	(有)三輪工務店	同	☎1703	市原産業(株)	同	(0574) 62-3926
安井設備	泉明治町	☎3042	山新住設店	同	☎5962	(株)新興設備	同	(0574) 62-4038
カネヤマ(株)	泉森下町	☎3195	度会住設	同	☎6969	(株)東濃設備	同	(0574) 65-4673
正和住設	泉町	☎5740	(有)和田水道	同	☎4144	(有)マルハ電気設備	同	(0574) 62-0284
(有)成高設備	同	☎6150	(有)加藤建設	多治見市(笠原町)	☎2500	やまもと企画(株)	同	(0574) 65-8353
大広設備工業	同	☎3670	(株)佐分利商会	同	☎3988	(株)和泉	美濃加茂市	(0574) 28-5411
東海住宅設備(株)	同	☎3381	松本建設(株)	同	☎2740	(有)フジ住設	同	(0574) 25-1981
永井設計工務	同	☎5727	1(アイ)設備	瑞浪市	☎7773	マルフ(株)	同	(0574) 24-1650
樋口水道工業所	同	☎2767	(有)安藤管工	同	☎3040	加茂水道工業(株)	加茂郡川辺町	(0574) 53-4584
(株)リモ	同	☎1315	安藤設備工業(株)	同	☎1161	(有)藤井浴槽設備	同	(0574) 53-6829
アガタ商会	多治見市	☎0049	(有)小田水道工業	同	☎7530	(株)アクア東海	加茂郡白川町	(0574) 72-1778
(株)池田産業	同	☎24910	(有)加藤管業	同	☎6446	(株)梅田	加茂郡富加町	(0574) 54-2367
イソムラ設備	同	☎1235	(有)加納設備	同	☎3714	田島工業(有)	各務原市	(0583) 89-3335
伊藤設備工業	同	☎0127	釜戸興業(株)	同	☎2243	イワタニ東海(株)岐阜支店	瑞穂市	(058) 327-6633
イナガキ工業(株)	同	☎0335	興和建鉄(有)	同	☎1238	(株)クラシアン	岐阜市	(058) 277-6273
(有)ウチダ水工舎	同	☎6237	鈴村住設サービス	同	☎7623			

★ 下水道使用料金の計算方法

下水道使用料金は、水道の使用量に応じて算出します。ただし、井戸水を使用の場合は、算出形態が変わりますので、お気を付けください。

① 水道水を使用している場合

(平成20年9月1日現在)

区分	使用料(1カ月当たり)			
	基本料金		従量料金(1m ³ 当たり)	
	排除汚水量	料金	排除汚水量	料金
一般汚水	10m ³ まで	1,600円	11m ³ ～ 20m ³	140円
			21m ³ ～ 40m ³	160円
			41m ³ ～100m ³	180円
			101m ³ 以上	200円

※上記の金額に消費税5%が掛かります。

《計算例》

排除汚水量 26m³の場合
 基本料金 10m³まで 1,600円
 従量料金 10m³×140円 = 1,400円
 6m³×160円 = 960円
 合計 3,960円
 3,960円×1.05 = 4,158円(税込み)

② 井戸水を使用している場合 …… 『排除汚水量 = 世帯人数 × 6m³』とし、①と同様に計算します。

③ 水道水と井戸水を併用している場合 … 『排除汚水量 = 世帯人数 × 3m³ + 水道使用水量』とし、①と同様に計算します。

※ 世帯人数は、住民基本台帳上に登録されている世帯人数とします。

下水道に接続した最初の月の使用料については、水道使用量を開始日と基準検針日により日割り計算し、算出します(新築は除く)。なお、この場合処理の関係上、検針員がお渡しする「使用水量と料金のお知らせ」の記載が、実際の水量および使用料と異なる場合がありますので、通帳や納付書などをご確認ください。

お知らせとお願い



★ 宅地内汚水ポンプ補助制度

家が道路より低い土地などにあり、自然流下による公共下水道への接続が不可能な場合は、ポンプを設置していただきます。市ではポンプ設備が必要となる方に、設置費用の一部を補助しています。

補助対象：ポンプ、汚水槽、圧送管などの工事費用

補助の条件：市税、受益者負担金などを滞納していないこと

補助金額：最高80万円（対象工事に要した金額）

※必ず工事前に申請してください。

★ 改造資金の融資あっせんと利子補給制度

市では下水道接続の促進のため、改造資金の融資あっせんと利子補給を行っています。

金融機関：市内の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）

融資金額：最高100万円

利子補給：年利3%までの利子を市が補助

償還期間：最長60カ月

あっせんの条件

- 新築家屋は対象外
- 下水道供用開始から3年以内であること
- 市税・受益者負担金などを滞納していないこと
- 市内在住で別生計の連帯保証人が一人あること
- 工事開始前に申請すること

★ 休止・再開・廃止 制度

下水道には休止・再開制度があります。長期間(おおむね2カ月以上)にわたって下水道を使用されない場合は、前もって「休止届」を下水道課に提出されますと、水道使用量が0m³の場合に、その月の下水道使用料金が無料となります。また、使用を再開される場合は、「再開届」を必ず提出してください。

なお、これらの制度は、届け出制ですので、下水道をまったく使用されなくても、「休止届」が提出されなければ下水道使用料は掛かります。

また、下水道に接続されていた建物を壊し、駐車場やさら地などにする場合は、取り付け管を閉栓し、接続する前と同じ状態にして、雨水や土砂が入らないようにした後、下水道課に「廃止届」を提出してください。その際、閉栓が確認できる写真の提出をお願いしておりますのでご協力をお願いします。

★ 水に溶けない物を流さないで

昨年、下水道管が詰まって汚水があふれ出るという事故が起きました。それ以降も数回、管が詰まる事故が起きています。

調査の結果、布きれ、ウェットティッシュ、ビニール製品などが管の中から発見されました。

水に溶けない物や油類などは、絶対に下水道に流さないでください。



汚水があふれ出ている様子

詳しくは、下水道課（内線111～117）へどうぞ。